

重刊重出
卷之十

山東風土記卷之十

出羽國風土略記卷之十

日錄

三上郡

大山破

燈明神

矢向山神

村山郡

山取城

兩所宮

立石寺

山王

小白川天神

佐吉大明神

中嶽大明神

立大寺

奥虎

美光美庭

玉山寺

無源寺

龍門寺

吹松寺

光明寺

慈恩寺

室光寺

烟岩饭

精思饭

氏家饭

村山饭

东根饭

薙社

上山饭

白鸟饭

毛河口饭

白岩饭

沼平饭

八沼饭

天堂饭

龙泽饭

延沃饭

观音堂

宝窟窟

长瀬饭

长谷堂饭

山色饭

孟賜那

茶沢城

羽野检视

岩松觀音

下長井饭

山羽國風土略記卷之十

玄上郡

尚那

館

尚那ハ大郡よりて申ハ奥忍の内之和洞

年中尚ニよ属ル東の方ハゆふにて柔州
仙臺原を隣とモ有ル之村ふる郡あり西ハ

飽海郡よりて玄上川流れりしゆ、中理

美鷗原よ隣。に方至るつゝぢう山を以て

境とモ地利を以てした尚那ハ仙山郡那の

上すあり故よ玄上とも称一ノリよりや、
乃を

車船支也、徒日車記すも之を和洞又年

K290

91

10

冬十月丁酉羽刻薩莫國立江上動鴉一鵠
出羽國要、二代主源二十二ニ見え矣、一年
六月衆下に言上郡擬大飲伴貞道云々當
郡の主と見へ、さう但か安よ所も一て擬
の加キサ一ノタリモ、日本史遷史ヨモアシモ擬大飲トリムヘテ、日本史遷史ヨモアシモ檜原小郡
喜泉文庄有房等、秋田よりて城流討伐之
時か努と一て、朝家より被地ヒテ、ヒテをアミ
人ナギリ尚郡内材ホの事、アガル六万八千
二百石ニテ、アガル工總役代ハシマツ、アガル郡中の大
邑を彰元とし、又東北境の方に西彰元と

りあり、彰元より、ハ東方ニ更飛よ、ハ西ニ
是を参考れハ古陸奥にニ屬ト、トは是よ
對ちる處ありて彰元と、ハリヒルモ、
產物紅花、喜草、蠟、深澤石、大豆、豆
豆

松根

一彰元

古協子トテ、經略の年記詳ち、も戸沢上
通総役代アガル、アガル候太平記ホニ江上
被程有支那政將軍成政公アガルのため軍
勢を遣され、アガル因よテ、アガル沢と称す、アガル舊協

この事は、折ちるに当處ハ三上郡大領の
あよて今にお候一よりよや

一萬石領

彩庵院より、飽海郡吉澤山の後よりして
ニオハ山峰へ一方より、桂川といひ、而りて
要害の地なり。又上出羽守麻財代近侍も本
曲院とりと人臣也。之れ一辺とそけ人を
江添氏よりて仕え本入道義公のままでり。
前光宗よりて太廟下よもてても左千毛
をまつて、増中主相手を多聞院をとすのみ

店内は、彦山、忍風院亡て後氏家尾張と
移て、美濃へ降る。武勇の達人、ぢりりと小
や飯綱延を安堵。一後より飯綱城もと稀一
一カスも石ノ飯をくれり。よ一羽添伊り

一大石領

三代、安福院主と見よ。上郡大石領と有
古人よ、即ちに今け而詳ちと云ふ。上郡領
小石井小二石不大山内殿とあり。は人ちよ
の領主と見へたり。當の事考材よ。

郡の下に注を

一小瀬坡

彰庵川の中にある、ハモ石の地よりて村敷
もあり、主上家初引付よ小瀬日向ハモ石
とあり、ハモ坡をさり、一そくはあら村ふ
船山城とする星社あり、彦家あ太平記六
之毛よ出羽守弟若小瀬日向ち猿樂を
升討て出羽よ毎朝とあり、

一清水橋

清ヶ川、田川郡清川の上より源流あり古

代の橋主姓名ある人有、猿太平記二
十九番玉努の因よ清ヶ川と斗々出羽守海
内代、二二男を南城の主と一清水大蔵が神
と号した。主上家初引付を見ると一二万七千
石となり、店肉ぬ後四年に月よ
ぬぬれを秀吉より「清川」の姓束も自
由ぢれ、「義光、川也を」施海筋とよへんとそ
まことに大梵寺大浦の会を合せたのと
男清水大蔵大も神奈橋忌甲斐を大ねじ
て志村伊豆下清川のふよみよ人をお孫

月と城よりより移川をまのまに赤面し河
田の城を攻め云川村云鹿はるき共あれ
城を墜てよもぎり上川をあよ齒て防
く、美光の先を下流をあつ川松十にそ波多
空きて云を渡り戦られ、城云も堤の上
よ伏す。軽炮をつゝかとてに敵もり
あまが一矢りこりて大船の浦川よるを
もえてお波を見てほ云あめ一まよ川を
城あめまで、懸りれ、城云こくへゆひ故よ
城中へ引へりとて後半け饭店内をさ

て落入りに追ふの落よ途やよて自害
一あふとぞ、美光城を見りてに黒見城後
よ落進きて秀賴公よ一時の思ひとて小
程やは車それらにようりて落あふと見くと
止ま長ナハ年美光卒去の後。

一白糸綱

程明神の下川耳にあり、小流域にて地海
郡本因の源の源によりて右筋に

云上川源との名ぢきととあるよ

よしてことより白糸綱

玄上川岩を詣ア月既て

よりありろきちくいとれ流

けニ首ハ源氏煙山風下山風より更衣
秀樹の館へ入るをゆふ附山の方は源の系
めにめどく源多ひ一歌とも翁煙記七も

見よりへうり

ありてこんよりてこもやとあむか玉そ

よ連ぬりもてうきをあみのとれうき

稀侶旅明掉輕舟、穩波渺々遊白鷗。
絲華映流方般興客賦一詩行亦歸

けあと詩ハ筆光洞里よ／＼ぬるむうての比
山名一峰内仇よてうり口号うりと羽流
花よ見へうり

一種鴎祚

ち陽村の向ようう多林洋ぢうを五樓は
つよ江モ

一小人追考御經紀大全ニハ懐古帝廟奥州
夷多ひ一附は西よ甲冑をあ／＼毛胡歌
深伐の形を一のみとそこには祠を立て禮

一甲鴎祚と稱すもとうとうり

一甲四
補

穠村の向よりあり多林詳ぢくを寫拂け下
よ迄モ

一仙人堂

古俗常陸房海ねは西より流れ仙湖を学
て仙人とちかうりと云傳へたり又一説す
流川館主の子仙人とちかうりたりよ七月
十九日生れとて湯立神系ホウリニ江上
船過二郡より美佐ちより半縣一け色不
正りゆの瀬とりみだり捕まることにたりや

一矢向明祚

靈巒を遣すにて有宇中將の小部に下りゆく
附巒を坐ひゆくゆくや。中野の軍田川郡の
所である

一矢向明祚

船岡村松原の邊にあり、年經紀はあい川
としも、是より伝へありひづるをあひづる
のひの字をハのまにする様也。一ぢりへ
とりよさむき（を事）ニ此の御神、古社
モテ御經紀あるし見へ侍れたる御
者人ぢ、予端もとに三社たよ因川那

又御子と曰祚よりて冲法別王を号り
一よりや、王薨去の後拂衣た旨歎を感じて
生れの附されたり。云奥をより祠を建
て座より云奥の名を祚号とし、
一、二代実錄貞觀十六年三月十一日の
龜下に出羽は接天向祚從み位下となり
は祚今世中にち、予竊よ拙きるに天の
字にノの一畫を加れば矢の字ニ矢向の
祚を天向祚と少怪たりよりや。

追考萬經紀大全より、或半身を號と云

一靈山寺

ち号を立ふ本赤考、二代實錄十ニ之毛五上
郡蓋ふ寺於之定額といふ事他
海郡額有寺の下に記し侍れ、巴署之或人
曰蓋ふ寺、ち云宗とし、ハ今美州伊達郡江
戸海苔の筋地より、東の方山の間アリ
とりよ。

一光禪寺

一林も仰二る五十石禪室ニ

一法禪寺

ち飯二百石禪宗

一村山郡

玄上郡の有より、村の有^東ハ東北に處
を隣とも小坂峰山勅の所あに大有あり
是を奥州の境とも西より越後と出ま境
ありや、那須郡なり。四方名山を以て境
とを大郡よりてに十萬石余あり。は因よ
御公料あり。内私飯二而より上、山飯山
取飯松山飯^{能海}肥前飯原飯宇都宮飯奥
郡飯食食是より三代無縫に十九年也。由
一

仁和二年十一月十一日丙戌勅分出羽國
玄上郡為二とり。ハ齒郡の半より延喜式
二十二年も仁和二年十二月十一日条下に
分^ニ玄上郡立村^ノ郡とあり。同聲^ノの事下
を見るに村^ノハギ一^ニ村の名よりて歟。然
と見へたり。ふよ岐て村を疎^ノりふよて
一郡の名^ノ用ひり。ちむへ今ふ取のに
方十里程の里を玄上^ノと稱を又玄上郡
と考する。歟數多あり。村^ノ郡と改稱の後
も古人呼^ムれ^ムを以て玄上郡とも言

上口とも以來トヨヤハ九十年以あひ事
ものヲハ十、ワセラニ上郡と考材シ郡と考
トヨハ婦ぢリ百十ニ年以あひ事安元年シ
於のあて松原ト下されシル沙朱アトナシ
言上郡トアリ又寛文ニ年沙朱アトナシ
言上郡トアリ貞享ニ年中より嫁て村山郡
シ郡事松原松原トシトキトモ貞享ノ以
來ハ別局よ出の世トアリ由史ノ軍板を
りれキムトシ流布ト仕合シ分立上郡を
村山郡トある事を勤念シテ一人あり

て御朱印所より村山の郡と申改めて御之
三代玄蕃三十ニ進仁和二年元月二十日
系下に玄上郡大山郷保室志郎と有上署
足とあれハ高木の書より、仁和二年より
先の事より村山と改むるがの事と見て、此郎よ
出羽府を嫁さんと申すより奏一ノ事而
ちり御免 勅許ちりりきをもえし第一の
考より記一侍れ、さうに署をよ申よら上
郡左國有^白を有^白山陽白河通とあり是ハ
出羽郡の府より大約の東角を接する
詞なり、ゆゑの地出羽府より有に当り地

利方年圖史より前會を以て當方山の字を記
名とぞ一而矣一村山より山に於あもニ予
竊よ捕ましに往ち、ちふくといひ一を
後山縣と称一山縣を後よ山縣と將就を
一より時網曰江次第除月の註より縣名縣
ノ郡縣之縣名曰縣ハ懸也懸於郡也と由
是見れハ山を並て廣き事一郡よ向とぞ
ムをりふすやと神學類聚妙よりくす
山取すリ又里社あよ大河あり彼地の古
人古今に云上川のあれハ山をりしか私の
と諦レトハあくすりとひくおよハ山陽郡
朱沃飯よトて村山郡のあを流れる庄内と
徑て海よ入る上より海よ入までの流れるを
西高麗上川とりと但玉史よハ大河と半
少アリ、二代実羅三十又三老よ安昌上郡
道該海後大河流急とあり
產也云上郡よもぢ

一山取城

遂城、山城守安光の祖先と祖基朝の築せ
ゆる城なりとしと一記曰安光ハ清和乃

支流是利尾張守る姫の子新波伴守

大房の上

弟義五郎の子種和左衛門義和の後

後光嚴院の延文元年丙申八月乃軍尊

氏

より義和を出羽守

山部より改姓

代出羽守義光

者と有下畠義光也

よ義和を藏二十

12年義和より義光とハハ代也と云候太

平元鷹首偏年表曰

後光嚴院

九代齊安

三年六月新波直持

新波直持

義和

出羽

出羽守仲時討

筑城親政

親政白川

奥州夷対

討

は四伯三十家とりありきに偏多上松

危子大内大友是ぢり大房

奥州

工秋田ハ

三十家の内ぢり同一毛宣東管候

新波義和

直持を移す

小田藩

の事下に尾張守新波

直持を移す

義和を接焉役

は任て是を

出羽守へ下されり

そひハ將來に海の乱

才経てキムの政及も委ぢり一ツバほ人

敵て、か伝キ余故北島中納言那志のあす
天壇丸とて弱冠の毛リを実のを君れこ

とくに仰て今のも後まつを、か教依益
ま東方ニカニ一ツにあひては中よ干弋の
鳴山附ぢりりーとあり、同ゐと考曰出羽
按察使萬葉二代萬葉をりるに由と拂多良、
萬葉一人として五職を掌せられ
や、あふ一の名もとて掌せられ、仙福
大尾毛と号し、是ハかの御子全也後悔の
鞍馬をそぞれりとあり、同三と毛乃家家
石屋毛内萬葉の名下に按察出羽古那家
萬とし、あり萬葉の子ぢりとや、同二十九
毛曰萬葉國の名下に萬あふよへ往に、
或

家系劍の初斯波尾張守直持と若狭守脣
同源程方支萬葉を按察使と一てあふ波
下初は波とす、同系下に萬刃利波大波だ
高ちま政重同源程方支政重お元よ筋と集
ね事に力をてま付とて同えのふ人ふを立
けりと云々戸波鞋延清ら白毛、ゆき長
瀬、延波、左波上よ村よ氏家、吉村、白岩、木見
すり、同毛曰羽州よ、三上源程方支政家と
伊達の勢とおいともで一日よ七度うめり
ゑよて戰と云々政重、出羽古那萬葉の子

ニや同三十ニ書曰莫あはすも今沫ヨ革
名ハ己ニ西奥尼十七郡誠後下郡ニモを
然ト大名ニテリ（大内）ノ止モ今ニ
形波屋取と稱テ時ニの熟合モハシテモ
丸モ家モハラ戦トアモ承侍リトミ、家光ハ
萬永より七代家忠の子（第も天正十八年五月
天文十五丙午年誕生生長十九年正月十九日
六十九塚三そ年去）
子を継ぎたま家康とリアモ光臣下の後
を係一、家康と和一ゆ、家康公（
法因院を上二男駿河守をひて家督と
お役一節康をも御子入んとて法因ヘ下し
山田より完さんとモ田川郡丸尾村ニ伏乞
を至テ井出たる（とりよりのを続ニテ家
康を討ニ首を山形へ至り家康の仇一
東海林ニシテ三原宗長といふもの仇をねえ
切穀一統ニ討記を歎首を左ニあ朋を聞
事少のと一人大よびる首を殺とす
善法寺ありまして火葬は半羽源記より
ナリ

某考元和記曰玄上源又即家光也とひ人

あり事ひ山於生羽守義光りる息子して
を年任鶴河守私曰任の方心ちく出づるよやを
年鶴河守と称一々名とてすよや父

義光と去其長又年に関東合戦の期

家康公の内味方と一にて奥州より佐治一
上板馬勝と合戦一やくをそーりとを嫡
子より也一よ父のきびをみりり生羽よ
取又十七万石を給に鶴河守五世一と
そよ三上源の部前後又父祖のきび又十七
万石を給一々りりりりりりりりりりりり
儀よ能地没ねされ被除清左一車多

上野今永井右近古丈并生羽守義光の大名
小波真人はお行ひ松平下野守忠則も生
秀行の家人が多岐を並ぶ小川
ち作手を大ねと一てこる余跡名のト
くれたる上野人多岐ちく協をお渡られ
弓いの外数種一てりるとく庄内相手白
義光の嫡鶴河守家親実弟義長を元和元とお達成
二勇とお経て取締一毛後病死この義光の子
源氏又お義一て七十万石を領先長元和
を達成とお義

餘より上郡滅却一函致きて元内ニ郡公
ぬをも。とより亦伝正曰其年十九年甲寅
正月十八日又上出相守御光病死嫡孫河守
家経お續也。元和二年丁巳年二月六日葬
河守病死嫡子淳子昂十二岁。是して家を継
同へ。年の夏淳子昂家老丸の事務出来て
公裁を経り。秀忠公の召前よ達し
云々。上郡七十方石を遣ひ。一方石を下賜ふ
を以て河守御
の内を除く。店内二郡公候あり。と云々。今モ
子孫内族耳。とちりに附。あ表すて又予石

を領毛室承一統武彌子室上刑部七石
羽州三五上と仰りけ事考え和八年毛室
左京亮忠政よ當城を下室承十二年近
十ニ年居候ま共え和記曰え和九年毛室
伊賀守え伝り嫡孫左右衛門忠政り嫡子忠
政ハ岩場忠次弟室之隆り領地美州平城十
万石を領一ノリを今日岩場を下せられ
出羽國山取二十万石を領毛室左右衛門亮
とヤとあり忠政死去の後毛室考え嫡子忠恒

至て於地元古上同年保科肥後守正之よ
下心保え年と九年在位同年松平下
鍋守清長より下寛文八年と二十又八年承
徳同年癸未平大膳亮昌能より下貞享二年
と十八年在位同年壬午鍋守正仲より
下延享二年と六十三年在位同年松平
和泉守乘祐從十一万石延享二年壬午お候
守成内山智之从十万石にワヨモレ御科
セ支地利裏記書に附あ

明和乙年より秋元組馬守涼朝以後経之

一山王

山の城本丸の東より洞源記を見ると
後光宗院延文元年丙申山洞源奥の山末
靜謐而極多岐源流有之源流多數に山洞國
司は補をもれ一財は鉱をもれ、山洞をばの任をも山洞主の事と
日吉の祠より清々と山洞を平均するべくハ忽
焉矣をもへゆへとヤ、壬辰夏月より同八月
六日立上山の城の縄より山洞を築て
山王を称すとモ、庚寅元年己未正月十二
日神吳あり、同年六月八日尊聖記延文元年

元年と二十に年、年光あはれより義兼主職
二十に年となり、お院翁合を。

永二年丙寅

七月二日弗是向り旧記は委一ノれ、贈之

翌卯六月ある郊祭於御川政元遇害諸軍
葬記矣、ば附焉上處臣さと國吉京ある。正月代
左京源東野慈舜の山名よ張モ久も是故
きて絶をのづれ翌辰又月たゞ日未暮矣是
六月下旬山形へ下宮社中に本地佛を主
中館ふ永山寺と号ふ玉社祭於次とり
而又有_{是光御持よ}石とあり、是光山名一呼朝日心を
一山幽社の別幽とす、一呼子すすみ海林草人

「ま子すすみ海林草人」を書ひすとも後より性院
丈位とりふえ和年中 家康公薨去の砌
出郭一て江戸へ空もと向り、是光御持よ
別幽跡をみよたよ渡一そ身ハ清風に引
糞後生苦根を辭ふと向りは人皆ハ大内
菊陰の臣下ことを

一 五所宮

金井庄ふ取より四月ハ吉事言といふ
本殿二社、接社三社十一社、一社に兩謂二社
ハ飽海郡大内志月山五社の勤請よりて

倉稻魂命月夜見る。一社の立吹浦地を以神とぞ
大ぬニ神社の
社を極ニ至る。度ハ、亦稱大ぬ神。
嘉祥一傳れ、曰書之。

主大祓祝天若、
主、懷宮某神、祭無事、並大祓、大祓翁大
明神天海、印輪神是、山祇の御東去十九丁
村と是より、乞始の御、吉國兼雄の内等
主て、五所宮と之、社家旧記曰、社主々勅
傳、 神武帝より七代、後空氣天皇

御宇康平六年

改元
正信

正月十八日や、先是

源賴翁朝臣勅令阿納貞任誅伐ノ附

也。佐人清原志人武則ト、那食、食力諸貞任
也。自保武則ト、勅向諸干絕海翁大ぬ神ノ、
社月山神社ヲ、誓誠被詣諸翁の半康原又年
九月伏珠係之、於義勅傳之、之又曰勅傳
之日躬身移之、きつ左車之、之又曰勅傳
祖二振アリ、又曰去寔中源義經余干金高
吉次傳する、事被送え、社を、又一記曰、往者
神至世ム、裕昌守、神至家天一、年中故
り、位辟ミ、神之ノ位辟ト、別廟ニに好園及叶大、又曰と

石余天正年中滅すと云傳あり又一記より
文禄中出羽はる津而光朝臣被送る社様
門を居浮舟立く又多居敷處よ文禄に辛
亥月出羽少将源氏光建立とあり廟面一ツ
禮ニ从ち刀一枚づね度を納こま安元年
大猷院様御代より百八十九石の御朱不
を下下列齒ニ有社殿亦配焉之

別齒ハ吉田刑部よりて平地山成龜院建
立まと称を天正十九年以後の建立と云
御毛乃後以後毛久々やニ神え寺ハ尚

社事劍以東の事と云ニテまたよ天正家
主て毛が葉仰の刑部相山寺のあちぢり
延享二年より公義の令によりてニ寺
と称せ或人是をニ神え寺の墨跡」と云
神え寺と稱せりハ何方よりも誠耳あり
尚社御朱不の肩書に平地山神え寺花光院
也妙法堂とあり又平地山神え寺花光院
護ノノ堂とあり又平地山神え寺妙法堂内
御堂と至誠耳とりと奉是をひきく一
社殿二十一人ありを因より見化毛房州

里見二十ハ代の孫とをあまで何系の代
神藏と申舞られ、ハ墨之

一年中立式

正月十五日下種あり同十八日勅
遣あり二月初申^忌正月十九日ニヨ當。室
の日トお忌一て二月初申の日下種。先
海郡大奥^忌と接^忌御令を神号のりつ。
而の大^忌ト一て小^忌の事よ、あくに又月
又日流福る至六月十五日大^忌<sup>忌浦子ノ日月
吉</sup>申の刻流福るあり、七月鈴日又穀納

の神事なり是をたいやもめと称す内飯
糀大角豆^相糀穗^穗茄子^子油を梅門^シ根地
二天社極て埋^モ來六月晦日^ヨ極出一耕
化の吉凶を見る腐^モと吉と一腐^モ凶
とも九月九日神経を歛^モ吹拂^モ子ノ當日^ヨ
清飯藻蔓^石鳥城^鮑鮎^錦昆布^{大根}柳^栗祚
酒二瓶同背中いち錠^モとし^モ歛^モす同

十九日神佐^ス同^モ九月^ヨ役神^モ參^モ鍵^モ歛^モす同
十二月九日^ヨ拔渡^モ同晦日^ヨ役^ス佐^ス役
九月九日^ヨ同^モ申の神事考記^モに

般あくに炮海郡庄内の中家別當附の社
ヨリ、莫れを歎ざすものとて丘代遙て出
處えり役人ふと同共に奥州鹽釜神社
ヨ列當主社歎莫れを歎と當社又ヨ列當
あり神歎莫れを歎と神ヨ莫れを歎ト事
古今の定例には年先年本經を引て大社
考に年付れ、曆之羽流記曰山祇の因吉
次まとて羽黑を海月とを勧請トキテ
言上ニ那の氏神と當まり、社有りと
き、下署又曰羽主ふのが神を當信
堂

良牧全報を家羽とあり、お供よいつゝと
く當社の旧号吉事宮、ト全商伝る當社被
送の事有より、人徳て吉次と一今
又言次り當社おとり人あり、歎う事、
第光あれは吉次伝る、ト勤達の事とまこと
ト、被送一、ト車を被送て有りると見
へ、ト羽流記曰當社は羽黑を主流て被
山の家羽ちと云一、ト大なる徳、ト記の
佐者、ト其役のち家主れ、ト神ゆを信佑を
む心より稼よ出加一、トも海月

山ノ上、御朱印の面すもあり、三工ニ那と
まつて、より之等の事、神飯あるお遠ハ
附よりて増減あれバ、朱色にありす
事也。御神事も、有とあり。

一小白川天神

山於の境内より社殿二百七十石、感應
院とて列齒を御宿す。本村田川郡田川
村天満えの神の神を主とて、齒社へ極ま
事羽源記より。

一住吉大明神

山於場東家河村より、多那全高吉次、
父義左といひ、一翁とて、伝る。けむの
産よりて、今に子孫あり。列齒石室山吉彦
坊とり、其安以東御朱印を以戴ス。毎年
五月五日被村より、御神事、ス種修祓流
祓事の例を歎を傳る。被造以来の例
とぞ。

一室殊御立石寺

山於場のあふニ里許より、山主院と云

り、けちの境内、御朱印の御系祠は絶

こうやにまく碑へる石をなよ一ゆの
ちをうちて石をとりよ天をまよつて院室宣
萬葉ちり山國よち能十八ハナもありも飲
ふける二十石代く將軍家より御朱砂下を
下下ち謹か入へゆゑとを禮古ハ二方
八十丁の庭をあり一とゆちぬとりあわ
の駕よみへこうり同む序文曰出羽州立工
村よ郡守名曰宝珠きしゆうらま山字きしゆ益
美天神奉 清和帝勅貞觀二年布劍屏
也ちく予極ききに二代寶珠よ从出羽國

貞觀寺額之室額とりあ、齒山の年よや、
古人立石寺、一山のち号とりあ寶珠よ
哉ちる貞觀寺、一山をち後ちるち歎の
号、ちり山や、齒山を貞觀寺の室額といへ
ば極ありよし仰へりや、大もを室額のち向
ちよあくんといひも、行地よ室額のち向
へまや、古俗奥のえ跡とりあ諸人卒歎鑿
を佐書一碑を立承世を知らむをとぞ、

一山王權現

齒山のち舊神、ちり山の方にあり、而て右

ヨニミニモアリたよ若人を至のまと云
あり、ゆち狀はあらはゆ、ハ叢山の神社を
勧請せと仰りに月中申多礼あり、狀曰小
生も店多礼せ、湖水去雖、浮舟岸、若七
社神靈備、桑古代、曉善燐、氣流、信馬樂、
吉子射流竊る五社、
ア

一社那楂現

ゐの方、ゆちの入口より又日、ゆよハ生子
社あり、

一又大なる堂也云御經堂、天龜房刺と云

一小の方より入より延長、式尚ほ正税の無下
よ又大なる左焼善依料、又予二百束とある
一、尚堂の事ぢや、一、又尚山善院、よ往古
より左焼少あり、又大なる後よま次、
御岩といふと云はれま考、

一大仰寺

又大なる堂の下にあり、慈尊大師の影像、
猿よ白山堂あり、古人尚ひを大仰入室の
地と云侍へり、モ無石とりよのよ岩屋を
入室の金棺を納すと云侍へ侍れど、歴史

よ而見ち。又祐之祐福祐弘舍利。はる
精勝教黄全を蒙く。御紙全厄の法華經。は
立石寺に至ニ代。其宿毛。へ。貞觀。い年。正
月十。に。日。の。系。に。延曆。寺。を。傳。燒。大法師。
位因。仁。卒。と。あり。修姓。生。一生。の。引。狀。委
見。へ。け。れ。た。車。船。り。れ。ハ。是。よ。藏。セ。モ。貞觀
八年。差。え。大。仰。と。謹。と。くる。

一根中堂

あの方。よ。ゆ。り。組。よ。 清和天皇の石塔と
り。あり。

一奥院

東山の山入。よ。ゆ。り。よ。ち。状。曰。奥院者寂寢
五人。声處。香。悟。聖。机。常。住。燒。云。又。曰。奥院
志安。至。十。座。刹。女。衆。生。漏。度。み。年。至。常。燒
う。絶。云。け。火。消。り。火。ハ。火。歟。山。の。火。を。五。あ
又。歟。山。口。消。り。附。ハ。火。よ。う。付。ふ。と。い。事
ち。信。の。空。往。ち。り。二。み。の。祀。福。よ。火。の。消。付
て。そ。否。き。り。の。事。も。ち。け。れ。ハ。伝。用。ち。り。ア
ト。に。堂。の。ち。に。あ。玉。梅。と。り。あ。り。築。案

宝龕ありよもじ状の縁小

清和帝より

立石窟寺のにま狹穴をありり今に至り
たり、又大仰の穴といふ人より予ち僧
をあらも宝龕よびて穴より堂のあた
右よち家十二負あり

一天花岩

少西の穴にありけ岩彌れてる一立石の
ちゆ是より起一穴や穴の取あまにして
見ゆるをあよ天花といひふやあく洞
あり十六厘米の像を玉向下に觀る崖

あり

一出羽守兼光古美庵

公大秀士

一鳥井左京亮波石塔

高仙堂の後大枝のキヨウモト堂塔教
えあり憲記をにいとあはれ芭蕉翁引
御の比勘のあはよめてもれて

閑さや岩寺へ入跡れ事

ゆち狀とりて延宝年中幽居の在人松本

一笑軒としよ人の化吉川郡
ロ那産享保年中因
て移隠吉地の住すて序文を加ゑ福因
まよほ語文を従りて差子のみに移りと小
玉二十一社を仙法より玄も見れば、ほ
せり見る人よや神化的の差別をあらずす
欲すを半之黒海あるにかたもあを見て
是非を見る

一函分寺薬師

山原の阿賀東の方にあり而年下二百二十石別当を函山柏山寺と称を函分寺

よサル仰を安永十九年詔より例一柏二寺
ハあらニ二寺のうちより神がに奉祀する
事一年にあたるより太平記詳利十にしき
曰徳者に十五代帝釋ハ律宗を立る事一
て一ほよ一寺のゆふを立めひーと至
翁光也氏よ柏よ寺薬師堂天台一家の僧
侶一万劫の通經あり儀式萬く趣くう
是ハ先年相應工よ長谷堂庄因モ外而
主モ寺記一もの内第と號ーーと
あり

一大沼山圓正寺 大行院

山原の西より人主に年代 天武天皇
白鳳年中役引君の墓奉としよち中に稻
荷を立て候るとき、水洗あり大沼と号
則氣を以て大沼と名。池中に極くの小島
あり中央は葦原碑とし、有池のきよ波
勝松とりふあり、東方中ね二首の歌をあし
ゆふとせざる。二年より御祭不を下さる
御先御禮よこ有三十石と云御經文を拂ひ
大沼山正一位云と云

一鳥源寺

あぐる石禪宗ニ

一龍門寺

山原より禪宗之一記曰義守義光の父也天正
十八年八月十七日七十歳、すて率龍門寺
よ葬る。戒名米村居士と云

一千歲山曉松寺

山原と彰ふとりふ山の間にあり、東方也、
の石塔あり

一惠解寺

左山中飯未考、弘河守直代を歿され

一ちゑ取て狹山山影の内にあふの半し
ぢりり一よやそほすまに

わちくぬ僧は僧として僧もくを法をま
へぬ今れき解ま

とあり鷺河守波瀬又よ歸れすい一月の
事まく

りすめても云つる人ハ退けハ酒呑程の
もをもりき

一まとありよゑ一呼なく傳去をまといへた
許窓をこれぞ一呼哉昆蟲またに引範する

ば夜とぞ聞へ

一遍四丁光明寺

財宗あり義光の法生祖義教の法華堂
義光初徳曰光明寺ハ法生祖義教公累
ニ廟庵下といふをや瑞よ法門館より有る七百石
内多附と云

一善光寺

善光也號よ三妙石とあり

一室光寺

金井庵の内すありち底ニ石七十石天井

寫す

一畠岩波

山取役の臣にはある清石とよ人五位
を一辻あり。至江山守尚林を妻。首數三
百六十余をて。京勝へより其去る年九月十
に自の半之。弓房年端の小吉野子也。化
古戰死。義光をあはせ。山取のゐのをば。及前
よ御命と。小城あり。日近す。江口の弓房
と。下條。弓房。うんもきにまひや。

て大軍を以て。刃を以て。木にみだと。

一橋尾波

山取のゆきを。五所をすり。御羽はよ。一カニ
石橋尾甲斐。かとあり。また六年。清木大義
。が浦。とたに。大羽。とよて。彦國。國の橋を更
改め。一ノ

一氏家波

古人今も。わをあくに。あり。に。那名の。お
う。ふり延喜式。才二十人。当。ま。ひ。る。の。事。
ラ。上。る。と。村。山。時。後。は。山。も。多。十。と。と。あり。
候。ち。ま。記。車。山。祭。の。中。よ。し。村。山。と。き。延喜式

詠るの刻并あれ。ハ故河と云へり。樹を
もに材ひハチ葉の先名トモ。後世那若ア
御とも。よ天童と改称トモ。や一木をと
リハ木主をたの三姓也。されば。ちりり
名と。トナリ。モヤ。

一上山林

萬葉。江府街。下。て。山原。より。有。三里。许
よ。下。羽原。記。を。見。る。に。萬。あ。キ。浦。高。多。と
り。人。居。住。も。れ。し。江。ニ。予。植。ま。る。ア。萬
葉。の。す。別。ヨ。ー。て。萬。光。と。同。姓。す。リ。ー。モ。ヤ

海。蕙。伯。母。舞。が。れ。た。そ。中。シ。和。よ。ー。て。仙。童
懸。宗。を。歌。て。萬。光。よ。宵。仙。童。夜。一。旦。海。蕙。小
か。努。ト。鍊。れ。ト。り。た。は。海。よ。萬。光。の。妙。舞。あ
き。バ。刈。家の。諸。少。よ。り。て。萬。光。へ。和。勝。に。海
蕙。の。方。よ。里。見。内。鹿。脚。と。り。よ。萬。光。の。内。鹿。脚。尾。張。努
徳。を。以。て。民。部。よ。海。り。萬。光。の。内。鹿。脚。と。り。よ。萬。光。の
舞。秀。相。あ。持。を。被。光。よ。幾。ー。兒。内。鹿。脚。を。拵
を。伏。光。を。以。て。持。歌。又。は。蕙。の。よ。若。小。依。竹
平。角。と。り。ゆ。の。を。歌。て。痛。下。ノ。萬。入。海。蕙。を

報を貰ひ一ヵ月も石民納へ至りとあり
革光村上より金錢の事にて里見城後
左様もとあるハ乞うへ一婦人を民納
としアリ象印名を號すヨウアリモヤ革光の城神社裏面
諸者の内に害されか後里見城後ノ細
至て上下三百人石屋一モ後子也よ入て
入居とす。又モ後主之賤あざれ革光
のきえよとみよ切抜作付。又兒を殺
ささをくわ花日ちといふ。一物行付よ一万
七千石とあり。革光記十三之卷曰松平

下郡守忠卿全弟中勢大輔右衛門出羽
上山城に方石を造ト一リ。同年十一月
五日入城とあり。其後三河葛井松平氏代
飯之山城守はよより今ハ二万石ニ正
徳永川城經よ全弟左京二万石羽州上山
とあり。是方石の因一ヵ月も石上げ因ニ
石令多處へテトタタタタ

一 白鳥城

山形より小河里を去る地村おとこを村白
多村の山形より城なり。後古事記一卷

詔書に伐しけ佐美相模法の事トヨ白を
冠去第久とありハ尚様の事ナリトヨや
羽流記を以てに前光の所ハ楊五郎十郎と
りぐ人_{白毛を楊五と}と云往_一ち信頼_{と稱す}
家_のよ_は楊宮_{勤ナ}郎_家_か白_の根_の孫
と_も勇士_{あり}き一つ_みハ佐藤_植十郎_{あつ}東
海林市_も三_ま浦_ま江_え白_の光_と刀_とそ
何_きも_との_能う_きナリナ_郎五_ごの_をを
て伝_お公_へ奪_だ一_一指_{さし}一_一そ_そありて御側_のを
ありと傳_まゆの事_脚糸_食されど_もは

少_こ君半_を下_さ下_さり十郎_{キ任_名}内_いく_とと

號_號傳_士を集_める事_工家_をそ_そん_とに_前光
密_よは事_をゆ_く志_む村_力郎_三房_七岩_屋の_姓是
を役_者と_一言_上前_の事_を白_いい_て傳_お公
山_が充_う三_三郎_とり_との_を有_とて_て傳_お公
の_の内_核時_を裏_ふ力_郎三_三清_は日_見作_付られ
内_君の_の上_代く_て系_く内_後一_一言_上出_出羽_守と
左_右格_を下_さる_きより前_光多_く謀_を取_き任_を
十郎_の鳥_を前_光の_娘に嫁_と永_くあ

駿和膳をん事を侍も、十角^{トク}候とも、あくも
是を許諾も、モ後弟光大病と仰り、其任を
折ち背面の上^{アシ}上家の面を解けぬる
所程方丈^{カニ}若年の内羽翼の助よがくんと
侍^{スル}、羽尾^{ヒテ}小笠原院^{オカサ}といひ出家^{スル}、
坐てお前へ先様の事延引あるへきよー
侍られた^{スル}、其任^{ハシメ}引ちく良む才速^{タマツ}也
御先麻^{ミツ}也、折入^{ハシメ}を跡^{シテ}を十角^{トク}笑を
食べてひ氣^{ヒギ}を義光^{ヨシキ}底^{トトコ}よ陽^{ヒヨウ}一^{ヒヨウ}大刀
をもて切害^{ハサム}を昂^{アガム}程^{カニ}教^シ業^{ハシメ}廣^{ヒロ}方に於て^{ハシメ}討^{スル}

は半箭^{ハナミ}先^{ハシメ}ゆより^{アリ}。

按^{ハシメ}に伝長^{ジナリ}出羽守^{ヒタチノミコト}とて職^{ハシメ}を下
さると^リ、^{シテ}説^{ハシメ}語^{ハシメ}や^{ハシメ}、勅任^{ハシメ}に伝長^{ジナリ}
私^{ハシメ}命^{ハシメ}。 (ミヤ義光^{ヨシキ}義教^{ヨシヨシ}以來の面^{ハシメ}、
ホ^{ハシメ}上^{アシ}院^{ヒタチ}よ侍^{ハシメ}り、^{シテ}出羽の^{ハシメ}目^{ハシメ}れる孫^{ハシメ}
モ^{ハシメ}、モ後^{ハシメ} 天子^{ハシメ}奏^{ハシメ}を^{ハシメ}、^{シテ}西^{ハシメ}より^{ハシメ}住^{ハシメ}
も^{ハシメ}れ^ト、^{シテ}うち^{ハシメ}、^{シテ}モ年紀^{ハシメ}而^{ハシメ}見^{ハシメ}か^ト、氏家^{ハシメ}
侍^{スル}、氏家^{ハシメ}のまよや居館^{ハシメ}の^{ハシメ}今^{ハシメ}知^{ハシメ}人^{ハシメ}か^ト

あよしりつてとく御行付にを方七千石
氏家左を丞となり、飽海郡今浦村孫たち
り亦は天正年中氏家判とあるる感状を
何人すや本考

一きらは館

きらはは古い名すにて、吉地の四里之
後大平記よりきらは小四郎とあり、^ハ南館の
主、おり一ノ山代、白毛の臣下よーてき
任めば、^ハ橋写劫十郎一矢にとりよ人臣任
を承任しての後、^ハ橋写り、^ハ勇を勝て

おみ（たもと）り、^ハこの討れても車を立
きよりひや邪といたてに坐城を擇て山取
勢とお城とを勧説よ城うち山取の郷土
津守源をまつも候みて才數大將討れりれ
ハきらは勢前光へ傳來には半羽源記よ
見くさり立上が妙経官に一万九千三百石
をきらは肥前とあり、橋写氏元て後は館を
以と一人よや第光あはれ天正系る様の東
トよ左轍とては三十弱あれ一事あり
勤十年計れする後の事、すむへ

一白岩館

白を十数年其任のま別白岩軍刀といふ人
正任を一社とせ其任没後白を白岩たよ
松永左門とりよ人死ると羽原氏より、
捕きりには人革刀の鄭士功や松永妻子と
人質と一社又を添て差しめのをア屋に
十数年其任の余れを祀さん、あ松永父も弘
石出を飯お送りくら下尚協を祀るも高
忠三郎自下御孫七郎友人を歿漏アモケ
以向る十数の息女日吉侍女二人と鄭士

安信源、清昌至右奥一、谷地の山中草生
~~ゆねの原~~
~~はねの原~~の百姓次第を被るを承る事よめて居
たり次第も、昭音寺の所人こそ日吉女よ
乳を上する人の少すりぬる事多かられ
金銀をよへ家宅を被へ住むに心替
支ぬ済に宅を出て白岩よ訴ふ松永左門古
の想ひをよそられ、勢又十人半強と云
而のち民を糸因と一日吉の若役を立圍
ゆき房日吉よ其房二人半ト人久脚といふ
ものを付て沿平（彦）も、もとの大内昌基

り討り。矢は深を更々れ、士卒鐵力を
昌塞敵船十人、才も又次左より始と舞と
落穂一完よ火をりけ自害せると曰。煙
移れて沼平へ薦め、東海林堂沼平の彼
山毛日吉の刃の上を斬敵又足程五十人、
水澤保ち赤總主沼平の彼
山毛の里人を殺し日吉の刃を
烹いて追奪う。東海林堂は遂に之を急難
を極め而小舟水力鄰右川りよ附を努
二百人よてかり。東海林二鄰昌勝平附年
三十五年大長刀をひ力戦を鄰あよ恩あくめに鄰三房

序り。め清九郎相とし、大力の者を娘とじ
て八十餘人史記を齎して娘よ水永
九郎を爲、麻日を庫。小昌勝よ討れ是因孫
在矣。うち萬古を移して沼平以下三十六驍昌
勝手手に討五、水永右門。し矢三枚。金一にて死
され、少くより身家下邦。茅刈志摩を幽
居よ玉友人。水永林堂。日吉をりくま。水
永亦を討す。且沼平よ弟をを呑むれよ
江を一々れ、志村九郎を房。茅刈能前不
る。上三百余騎。二千人。水永白岩の彼

藝文考天正二年丁酉八月の事ありては此
東海林セ弔南館へ夜討を志村ホオノ貢士
大内達良に至る御行舟十数艘二人セ弔キ政
ヨサル、は附當館を燒一記曰白岩より螺秀カシラ
娘て又る石水の、谷地原へ入組合て一万
二千石ハ白岩を示す、後代より酒井長門
又千石よそへ東海林が二千石を立合ハ
る石元一と申すもつちの廣宗承年中百姓一
揆より乃絶を後ゆる料とすり當附西代
官持カミヘ

一白磐石神

左の御神詳く三代室羅守出羽守白
磐石神在後又位下とあり白岩館のち後神
ありタタタヤ

一沼平館

齒鉗ハ店因境月山の勝よ後よりして
岩守の若狭を后と一院波瀬を塙とし要害
害の地ぢり、白きナヌキ任の后東海林隼
人アサヒの轟危を一社ぢり、洞窟記御行舟
ヨニムニ百石東海林に弔とあり、隼人の

すうちへ、に弟二郎名義政キノ新左衛
昌義としよりあり、是をもとに庄内大
浦よ来て力戦一を後折よ、其後まよ橋ホ
は要害を擇て合戦一する人ニ一記曰岩根
坂より名波、寺主ニモレハ、お海林坂とあり
白岩坂の東下にいへり、松永义子元て後年
人齒破よて、城を守り久良波^伸同宗^忠本
戸ちくにあら^千波^伸、酒田海^伸、移本
產^伸、生田たち志^伸、扇の子ニ百余鶴^伸を石廻^伸
かが勢をあら勢ニ^伸、余強^伸、昌勝^伸、岩根坂の裏

よ傍よ要害をこ一り、遙^伸ニ百余人人橋
築^伸、日吉女よ隼人^伸、^伸妻^伸をみ縫^伸と一館の
裏^伸の奥鳥川とリ、切而に丁口力^伸のまく
よ橋をかま^伸、^伸糸^伸を築て^伸、^伸の^伸と^伸、^伸の^伸
築^伸といふの^伸者^伸人^伸にて^伸、^伸秀^伸よ^伸、^伸
ク^伸を昌^伸、^伸海林^伸、^伸秀^伸を^伸、^伸先^伸よ^伸、^伸
大將^伸、^伸海林^伸、^伸秀^伸を^伸、^伸先^伸よ^伸、^伸
あき^伸、^伸海林^伸、^伸秀^伸政^伸十六年^伸、^伸て^伸の^伸
猪^伸は力^伸、^伸秀^伸山^伸川^伸に平^伸、^伸を^伸、^伸先^伸、^伸
後日^伸、^伸秀^伸妻子^伸、^伸庄内^伸村^伸川^伸、^伸秀^伸一^伸、^伸先^伸

の大軍と繩貞を率ひ一人義光よびて曰
先年底内裏廻りと白き十弓と五合の附
东海林六十里志は村よ夜泊一店内の大
軍を隼人衆より十人まで追崩歎を
計五年教多内飯を勇様よびれて二度
玄をもくめを玄功よりて二年の仕
をゆきも隼人兵ちり水江櫛山の根灰
保ち折木とひよ教ふぬを飯を保膳ちく
トて彼と戰ひ、而て嘴力を失ふへーとい
へり、信る軍監一呼おどる聲驚きて月のみ

峯城よ羽毛に入山道をやへひね川よ思
入日吉をぬ东海林一歳のゆ役を人貸と
一々れ、隼人力ぢく一つあめ寄り一和
曉の契約をす。ねうの陳を破りて始
て羊糸を五尺と一平均の糸古よなどと
多神。羽毛よ石砾の糸糸とひよ元神

一八 信館

山原の西よ向う糸を岩化す體すり糸光
招みへれか肯候る計をぬくれ一 小室
かちあつとりと昇あらう強うよとて歎を
多神。羽毛よ石砾の糸糸とひよ元神

通承あらゆの取て英化よか努力され
多勢に立勢すれど、弁慶を除く三百余人す
而も、又大刀英化小刀あたまつお城を守
渡り一會人とす。古次より川木英化、飲
すり一とを、萬ハ羽源記より、トナリけ財の
金錢よ首光の持て、方ハ上板者、の事勝
の持れ、方と云上家へぼりて、猪、山取
歩將軍先と豪服をひて入るひる孫の内
黒毛の人あ、がねれよ、ワードとて、鹿、入
到みひらりとを被ふよねむりよや

一天童城

山城のゆゑて、故後、すり渡り平記す
見よ見く、うり天蓋丸の昌中納言のまきりのとを、吾城
めしよ人齒ぬより、羽源記を見るに、人義
光の、又義光の、御子と、之館の大刀、すり
とて、みゆと等は故を考れハ一也レ、義光
あこぐりと、義光よ延次城をして、吾城あり
ミ義光、延次伊賀尾を、後をなよ延次義光
（降末後よ被犯を、渡次を石連化、義光

乃、義光惣領曰天主の立教松の親も（云能
あ進ありてるに御祀をまつゆれ事と考へば
より詔勅のま法不法あるて呪一りを一
呼喚て君の内先祖萬神公御祀をまつと、
号一り（を）代々始焉あれハ一廟にリ
モリ（き名ぢる）や、店内と、寺地より祠宇
といふ人二人有（一人田川郡西屋敷今一人ハ
白木十郎吉往の事あり）。又天
臺に御祀をまつり、堂宇を捺めしよりあ
らすやと。

一 壹宗山大檀祝

齒城のち護祚と云、細源記曰城地の内ア
壹宗堂もあり先年城を放ゆの先治延治
ノ伝仰ちりを傳ミ五人を福一と社を平
地より延治前光へ傳承一とけ祁の蓋
被羽（おひわ）を車を車上り、ハ汝故伝ありて
より百金石の田地をあ附一後閣を建立ス
今の一宗堂山法幢寺（もと宗堂
是あり、義光惣
天主惣領よ孫宗地産法味歟故傳伏の是
發願を事に思石別の伝心を勧され仏光
丈院をお原す三百七十石をあ附をもつて

一延沢坂

とて
とて

山取より十里程あゆより山掛にて
陸水より大人水と号し後太平記一毛毫
より延沢冠者昭光とありハ幽州の毛とを
お候て延沢社也よ御。羽流記を見り
け人始ハ一色御守ちまの臣ぢり一色延澤
の強豪光延澤を毛生天を延澤を一事
毛方ケ也毛ぢりとぞかく一信の地を経り
天壇山をりりに御毛一とぢり初引付小

二万石とあり山取あゆより六千人まで
狗上より確立一とぞ或附力若六人まで
は確立持よあらざるを延沢十八峯の附け
而より引當りけ確立よ経てば一人まで工
んとりど皆是を確立延沢寄易仁持上ケ而
と一札一帖内處るへ持行ちもに納一と
行り能定の文をまじと云一とぞち信能
也を夫人のふと云傳へり

一観音堂

城山の麓の山の方にあり能原大工の達

する事とをち候能強太工を一人の名と心
に一人何り、苟い彼より法事へち工教
え出一とを。

私よ云者ハ能強工と一人の名人至一
とを今ハ太工の萬名すリ工の根え能強
ぢり、

一左近坂

由那のゐ下にて少く少く右近又
正金ありわざと刑も風ハ上川を辨
とトわちのほらちば近といひ一より

報りる名とをあくちり、わちの地也、
して又青色に川のたはあちと川の底、
二うちと一小寺伝正左衛にあちとこちとれ
刑役者といつたあ考といふ事あるに刑役
の有事よやく、（うち）地利によりて乃
能訓とを一、後太平記ある所の内より近
とあり、是ニ一万二千石の地より市町善行鑑定
沼井石見守安波は近地ぢり市町善行鑑定
の地ぢり、小寺伝正曰か安肥守忠廣寛
永九年六月サカモト元を辭り酒井家へ入候

之長左近一力ニモ右を肥後守よはゆ
多々施よ肥後守左近のをひちりをもつて
酒井家と示一合を左近さ^{肥後守は}と告白の事而
代一て候す肥後守病死の後丸是一力石
公ぬきす左近ハ酒井家はくいの候す仍而
後酒井忠恒しゆうこうに引揚ひきあげせと庄内しょうないお地
附縁よりつれんへり

一長瀬坂

山取の山を離はなく東七里衛えの西にて
橋場のを西にすり後太平記ごとく

長瀬ながせとありす是これぢり或人曰いわる光みつのひ先祖
の肉にく一代いだハ室むろよに一長瀬ながせはと称いふスか吉年
中の半はんとを當あけく御公料ごこうりょうにて又また右
余の肉にく半はんをすり享たま保ほ、卯年う百姓ひやくせい一揆いちぎを
山取さんとりを極きわ伊豆いづ守まつり、一役いつ伐な木作さく村むら七代しちだい
長瀬ながせ登の初はじといひい是これ

一鞋延坂

山取より山さんよよて十里余じゅあり後太平
記ごとく房ぼうの肉にく一鞋延いせひらといひす是これぢり或人
曰いわる一鞋延いせひら誠まことといひす是これ

武人故前ハ出羽守は主利ヨリて家老職
ナリ一とし

一七 石門神

鞋延能を代へテ設キル一社と云ふ神
大山守命と云。縁記あり。仙若の御代ヨリ
て寒く使用するに付く。社領ニ有ル九十九
石別當を福靈山と名す。院といふゆにて
朱仕立り。社頭も松多あり。縁記の事
ハ田川郡多川面村ハ幡まの下に没され
ハ置之。

一岩柏坂

山取より一里北あが一西の方山中ニ有
候太平記幽山野鷹の山よ岩柏とある。是
より一ヶよ岩柏といひ。人一臥んち。け
而より更の表を出也。岩柏表とし。

一長岩塙城

荀園村將軍東夷征伐の時陣をともれ
而とをを代ハ志村伊豆佐佐木村とし。後
佐正曰伊豆佐佐安毛谷塙の城を全抱られ
ハ義光を功を称美て翌年に月湯園の

城を攻みて是を伊豆より抜け駆地が増一
て二カ所を家作りとあり

洞浦記曰に方塗河よりて草木多く猶より
山川の流あり 应保^火元ト 一方より一門
有り 塙を深く極切山の内を度ト 大木
根多生焉り 山氷沢よりして要害はじめ
よナ一面觀焉り 因村將軍もたと合戰
ノウル附夷城延治の初より長谷の觀焉を
勤務ト あいとて又曰若因村丸刊仁と
安信もたと家の附官軍數度奇襲て僅よ

め。毛をほへ利仁は而よ爲れのみを財する
丸の事小に廉若義行といふ別のものね子
孫よて追跡すと毛若山堂合戦の事下に
見たり

八幡が紀薩奥ほ移ち三府へ懐良の弟下に
桓武天皇延暦二十年薩奥ほ夷城もたと
りゆきの達、若室より起りて強河ほ清川
冥を及上るとあり、移事を考りに延暦二十
年に因村丸也東夷とあり、主代主によ
協守尚城を表り、半歳先あむよ主一

道者庵は東昌府尹あり、庵中子鬼
化仙といひて齋歎を
あききとり。

一山色破

在ふ赤考後太平記當ふ勢の内よひきと
あり言上家御行舟ヨ一カ九千二石ゆき
赤唐つとあり齒船のをもよへー百人一首
松税お山き赤人の西よ或お云赤人ハ出
羽國山き郡の人すり税而今よよ隣よ柳
の立する本院よ清水の水一有尼する人
えりと云々山きハ郡のハあもと山名と云

一置腸部

「うちわをまくと、内方少佐様のひーすや
賜郡
村上郡の南にあり、東は奥羽糸井飯を隣
とし、西に東州今津_{一名弓松}あり、西越後より出る
あゆへ込入て下永野へとりて、あり、通称郡
の内よして地、ハ東州より属し、南郡上古ハ
陸奥の内あり、和銅又三年十月より属し、
属には半後日を紀より、うちもくと、矣
上郡の下よ仕一侍れ、」
（略）

一
朱汎城

前用集に齒が主と要るは厚き。かく
大ちり孫ともを古代の歴史姓系來考え正に十
八年より茎もとを年と歯生歯齒也より
當家ハ田原義方秀源のま孫之茎もと年
荒彈守秀行よりてる孫以後もけ年
茎長元和記よ詳ニ秀行の父氏源沒後
上枝中納言法へ下ト代々領之當家始
工州平井の地をすり延文二年城法よ
封をくる城法より齒が主と余をくる歯
齒附ナス力石よ一にて一部の事

太平記三十九に毛芳契主席入乃可軍事の
事下に上枝やくらの城をいづトられども
移食たる源基氏幼少より上枝よ愾育を
りれどり一回好むるゝ只これ、歯
別飯先城修造のち、歯穢をよへて上枝を
もゆめされり。上枝可ハ城後のものも
歯よて至り、がほ余の歯の上枝よろひ移
られきて忠蒙毛神の主を石政する松
やあると上枝と茅原と城後主よて合戦
よる事數月、すり禪可後よ才貢一と

アリ

太平記詳刻にナシキ曰上板彈正東國の
軍勢六万余騎ヨリ工系一軍勢の内多云度
アリ仁木義長ハ伊斐伊勢より登向一て云
日小島佐と跡アトアリ後太平記鷹首年
表曰 俊吉農院代天文二十年八月北
條氏康攻上野平井城上板憲政
右上板憲政後延文年中受封于
城後補佐基氏初乃列侯到干け
ニ世元治八十九年而没亡矣又曰上板處平井城制豆相
武兩總房常野越佐及奥羽甲信飛十六

箇国称伯於閑左也後遂為北条氏被滅
ち、同十一卷閑東申狀京都金改率条
今月三日發府称上板憲實須准據閑東
復領職下知八州并越後佐渡既出羽奥
州上アリ

上板中納言辰景勝姓ハ源子一て憲政十
一代孫アリ憲政とりく上板安房守の
事アリ位ハ後二位よ升を一冥東家承よ
命アリ又民部大輔憲政の時代よも冥
東家承よ命アリれ菊相の御紋を勅許

又彈正大弼羣虎の在代より閏東管領より
倅ざれ在代く名譽の虜ぢり、系勝の三
工事と感をあらそひれり、いたしある
へき半ちり、或人曰工板橋ニ守候諱也
在代とハは候地三十万石ニ内十二万石ハ奥
尼福源にありけ而て御もて石上至賜物
ナセ万石を候と又モ後山郡の因え、烟江ニ
万石を石上石三十万石とちるも相三万
石中之料とぢり、在代安持ニ是と相列す
所也、高々よカサ山とひきに於ニヨ候て、財物を俟
候た、三月二日也

一羽玉大権現

塙の西五庭村より御住の宝林社領示
志考神を一人至

一巻松觀者

巻松ハ巻沃の一名也、巻光也、御住の宝
林の東下に巻松の觀者、至陽の山林
云るニ、十石記行ると云、

一ト長井坂

孟賀郡の西より、栗石よ厚に候太平記
二十九年も、曰伊豆大権現方丈、といふ人有

伊達政史六郎を以て一ぢぐくを生ぬる國長
井底と云ふよ長徳を以てと是事は甫也一處
の大名よそとみけ人の長徳をくわへし近頃

65838

大尾 田中家
大野

卷之三

卷之三

